

令和元年7月  
海事局船員政策課

## 船員法施行規則の一部を改正する省令について

### 1. 背景

船員法（昭和22年法律第100号）第72条では、航海の態様が特殊であるため船員が1日8時間労働によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶で国土交通大臣が指定するものに関しては、船員の1日当たりの労働時間について国土交通省令で別段の定めをすることができるとしている。

今回、海底下に存在する資源の探査に従事する3次元物理探査船（以下「海底資源探査船」）として、

- ・先端的な技術を用い、慎重かつ細心の注意を払って探査業務を遂行する必要があり、回頭する場合において旋回に時間を要すること
- ・広範囲の海域において、長期にわたって物理探査を行うこと

といった航海の態様が特殊であり、1日8時間労働によることが著しく不適当と認められる船舶の運航が見込まれているところ。

このため、船員法施行規則について所要の改正を行い、1日8時間労働によることが著しく不適当と認められる海底資源探査船における船員の1日当たりの労働時間について別段の定めをおくこととする。

### 2. 概要

航海の態様が特殊であり、1日8時間労働によることが著しく不適当と認められる海底資源探査船について、労働時間の特例を認める等、船員法施行規則の所要の改正を行う。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和元年8月上旬

施 行：公布の日

△参照条文▽

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（労働時間の限度）

第六十五条の二 第六十四条第二項の規定により第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて船員を作業に従事させる場合であつても、船員の一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間は、第六十条第一項の規定及び第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間並びに海員にあつては次項の規定による作業に従事する労働時間を含め、それぞれ十四時間及び七十二時間を限度とする。

② 第六十四条の二第一項の規定により第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる場合であつても、海員の一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間は、第六十条第一項の規定及び第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間並びに前項の規定による作業に従事する労働時間を含め、それ十四時間及び七十二時間を限度とする。

③ 船舶所有者は、船員を前二項に規定する労働時間の限度を超えて作業に従事させてはならない。

④ 第六十四条第一項の規定により船員が作業に従事した労働時間は、第一項及び第二項に規定する労働時間には算入しないものとする。

⑤ 第一項から第三項までの規定は、海底の掘削に従事する船舶その他のその航海の態様が特殊であるため船員がこれらの規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶として国土交通省令で定めるものについては、適用しない。

（特例）

第七十二条 定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶その他のその航海の態様が特殊であるため船員が第六十条第一項の規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶で国土交通大臣の指定するものに関しては、当該船舶の航海の態様及び当該船員の職務に応じ、国土交通省令で定める一定の期間を平均した一日当たりの労働時間が八時間を超える、かつ、一日当たりの労働時間が十四時間を超えない範囲内において、船員の一日当たりの労働時間について国土交通省令で別段の定めをすることができる。

○船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）（抄）

（労働時間の限度の適用除外）

第四十二条の十二 法第六十五条の二第五項の国土交通省令で定める船舶は、法第七十二条の規定により所轄地方運輸局長が指定する船舶のうち、海底の掘削に従事するものとする。

第四十八条の三 海底の掘削に従事する船舶のうち所轄地方運輸局長が指定するものに乗り組む船員に係る法第七十二条の国土交通省令で定める一定の期間は、六週間とする。  
② 前項の船員の一日当たりの労働時間は、十一時間以内とする。  
③ 船舶所有者は、第一項の船員に六週間にについて十四日以上の連続した休日を与えるなければならない。